



労働衛生行政の動向について

兵庫労働局労働基準部健康課

令和6年9月20日（金）

おしながき

- ▶ 第14次労働災害防止計画
- ▶ 法令の構造（基礎知識）
- ▶ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

第14次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは

- ▶ 労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める **5か年**計画。

【参考】

労働安全衛生法第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

労働衛生を取り巻く現状

職場における労働者の健康状態等

職場における労働者の健康状態等

- ▶ 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
- ▶ 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- ▶ 治療と仕事を両立できるような取組がある事業場は約4割。
疾病を抱える労働者が離職を選択する場合、その8割以上が治療開始後に離職している。

労働者の心身の健康状態

- ▶ 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は約5割。
- ▶ 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は低調。

労働衛生を取り巻く現状

化学物質等を起因とする労働災害の状況等

化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- ▶ 化学物質（有害物）を起因物とする労働災害は年間約400件発生。
- ▶ 上記約400件の8割を、特化則等の個別規制の対象外となっている物質が占める。
よって、事業場における自律的管理の定着が必要不可欠。
- ▶ 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

第14次労働災害防止計画

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止計画の特徴

- ▶ 13次防までは**1種類**の指標（災害件数）
- ▶ 14次防からは**2種類**の指標

アウトプット指標

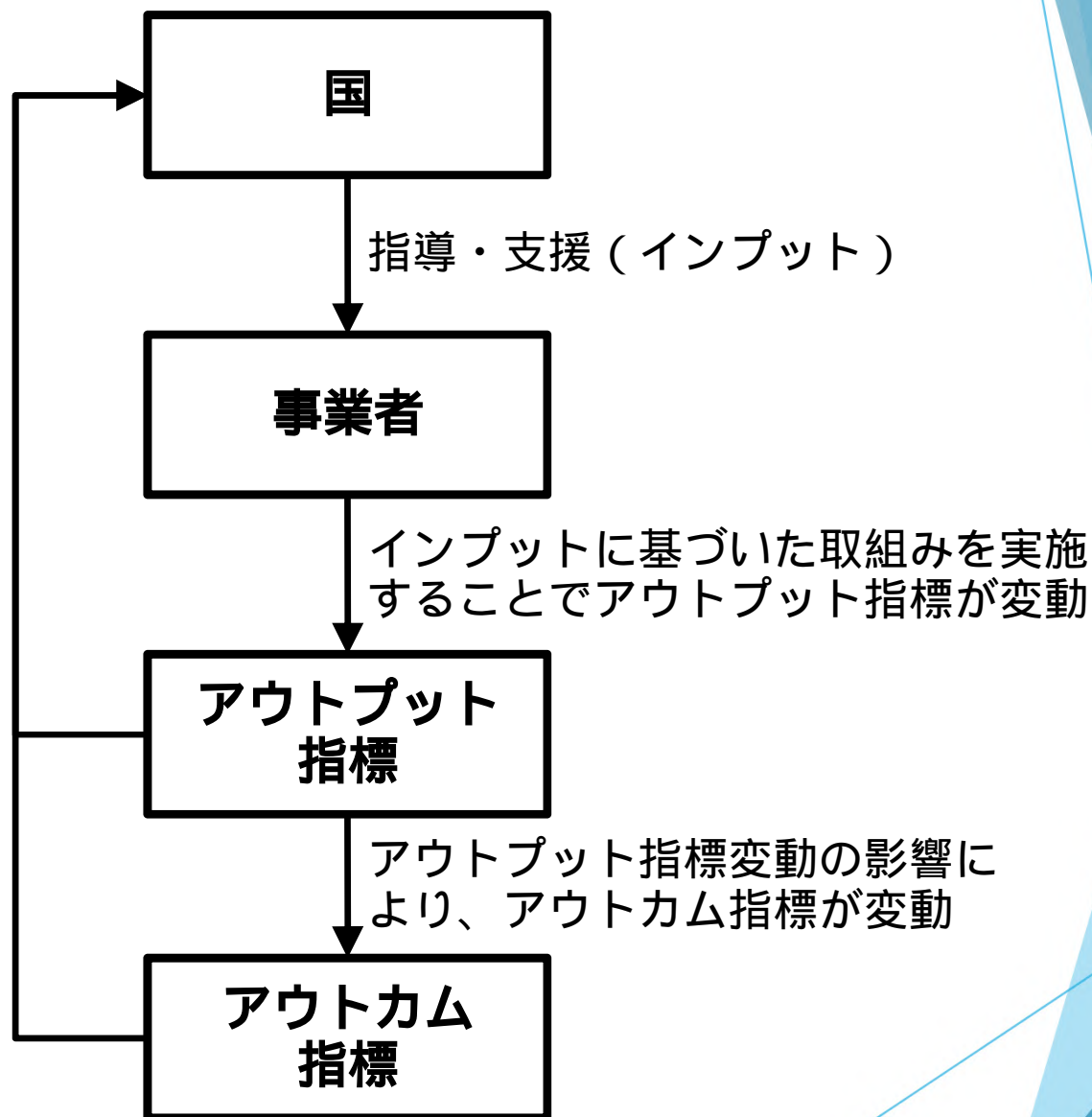
事業者が達成を目指すもの（国は進捗状況をウォッチ）

アウトカム指標

アウトプット指標を達成した結果として期待される効果

2種類の 指標

分析・フィードバック



化学物質等による健康障害防止対策の推進 (化学物質による健康障害防止対策)

【方針】

危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、ばく露される程度を最小限度とする（一部物質については国が定める濃度基準値以下とする）ことにより、労働者の健康障害を防止する必要がある。

化学物質等による健康障害防止対策の推進 (化学物質による健康障害防止対策)

事業者のみなさまに取り組んでいただきたいこと

従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について...

危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDSの交付）

SDSには、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載

リスクアセスメントを実施（製造・取扱い時）する

労働者がばく露する濃度を国が定める**濃度基準値以下**に管理する

薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**不浸透性の保護衣、保護手袋**等適切な保護具を使用させる

目標達成に向けて国等が取り組むこと

GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修や周知等

業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援

中小事業者向けの化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を提供

化学物質等による健康障害防止対策の推進 (化学物質による健康障害防止対策)

アウトプット指標

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち...

ラベル表示・SDS交付の義務対象となっていない物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までにそれぞれ80%以上とする

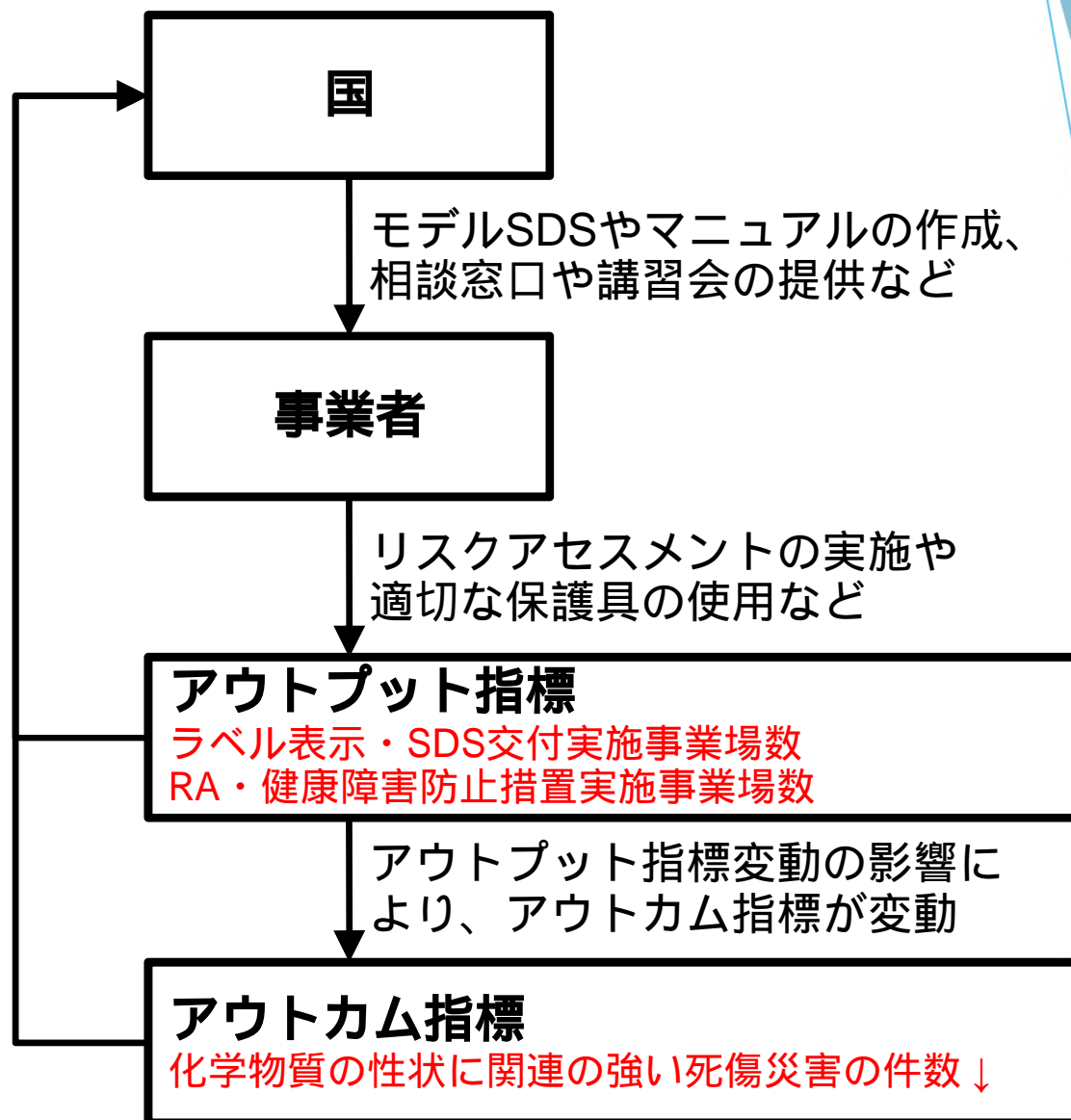
リスクアセスメントの義務対象となっていない物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。その上で、リスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止する必要な措置をしている事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

アウトカム指標

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

2種類の指標

分析・フィードバック



参考

- ▶ 第14次労働災害防止計画に基づき、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画が策定されている。



https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_116105.html

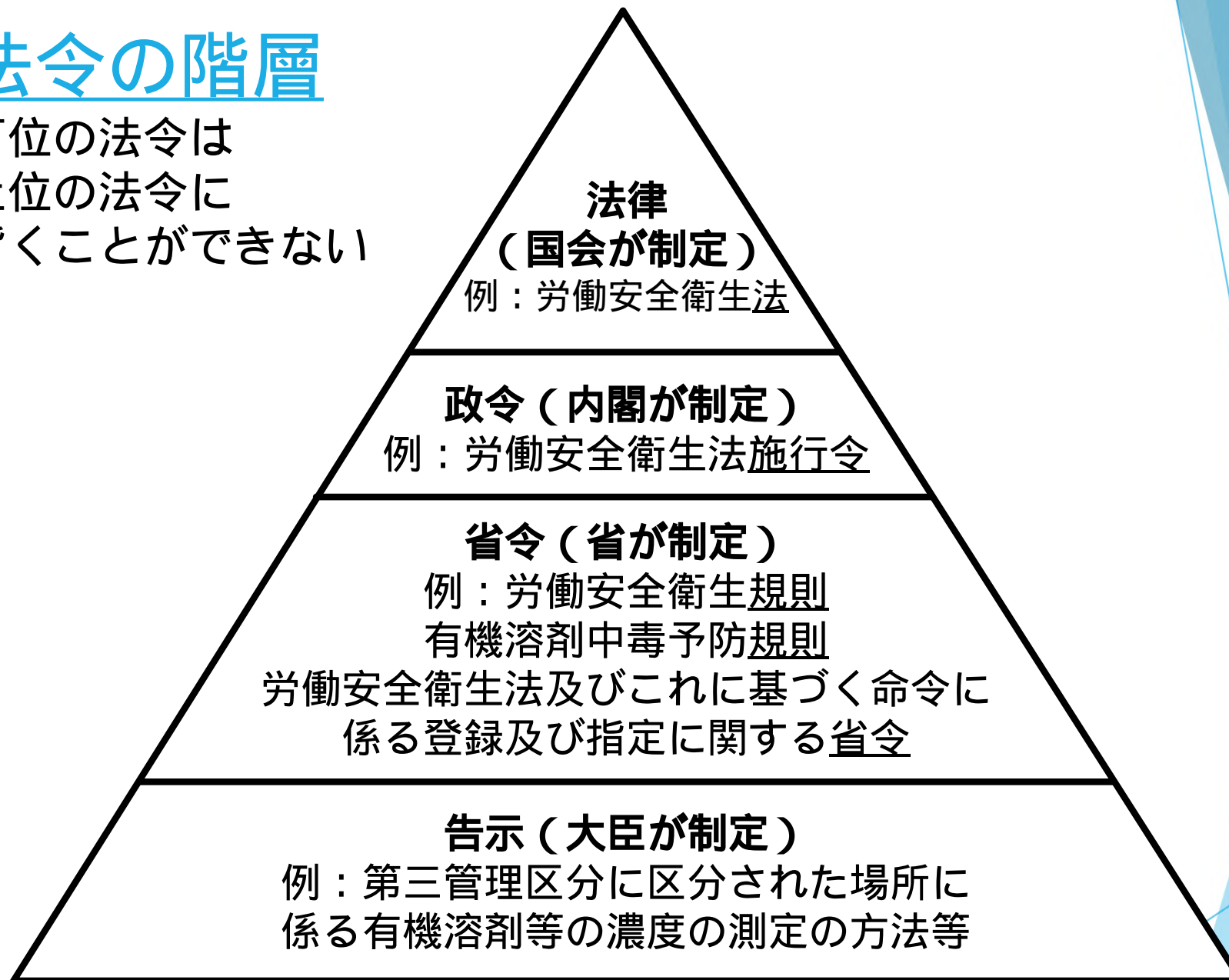
法令の構造（基礎知識）

(大前提) 法令とは？

- ▶ 法・・・いわゆる法律のこと
- ▶ 令・・・命令のこと
政令や省令を指す

法令の階層

下位の法令は
上位の法令に
背くことができない



上位

下位

通達 (省庁の局長・部長・課長などが作成)

(行政機関内部の意思伝達を目的とするが、法令の解釈を示したものなどもあり、国民に対しても事実上の拘束力を持つ場合も多い)

上位の法令でルールの大枠を示し、 下位の法令で詳細を定めることができる（委任）

- ▶ **労働安全衛生法「政令で定める〇〇」**
労働安全衛生法施行令に法律の詳細が委任される
- ▶ **労働安全衛生法「厚生労働省令で定める〇〇」**
労働安全衛生規則や有機溶剤中毒予防規則などに
法律の詳細が委任される
- ▶ **労働安全衛生法「厚生労働大臣が定める〇〇」**
告示に法律の詳細が委任される
- ▶ **労働安全衛生規則「厚生労働大臣が定める〇〇」**
告示に省令の詳細が委任される

法令は原則として条・項・号の構造から成る (さらに附則・別表・様式が加わることもある)

条文の例

(衛生委員会)

労働安全衛生法第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 産業医のうちから事業者が指名した者
- 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

労働安全衛生法第18条第2項第1号

条文の例

(衛生委員会)

労働安全衛生法第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(参考) 労働安全衛生法における 「事業場」とは？

三 事業場の範囲

この法律は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。

すなわち、ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体をいう。


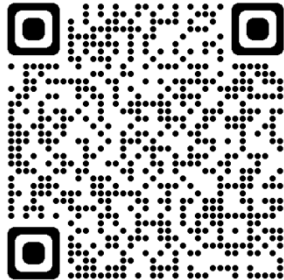

したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によつて決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。

しかし、同一場所にあつても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによつてこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。

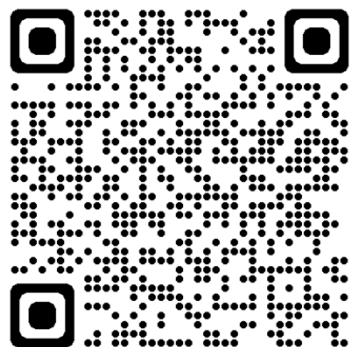
また、場所的に分散しているものであつても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

化学物質による労働災害防止のための 新たな規制について

参照推奨サイト

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html	
職場のあんぜんサイト：化学物質情報	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html	
ケミガイド	https://chemiguide.mhlw.go.jp	

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 (パンフレット)



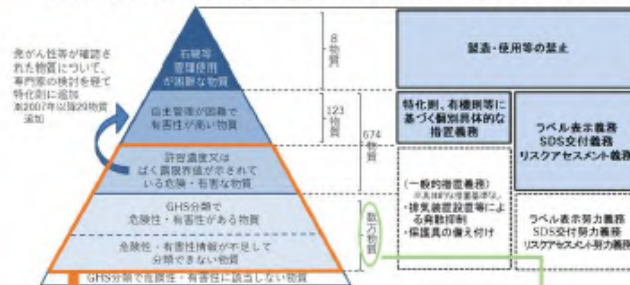
改正の全体像をつかむ用途に適したパンフレットです。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

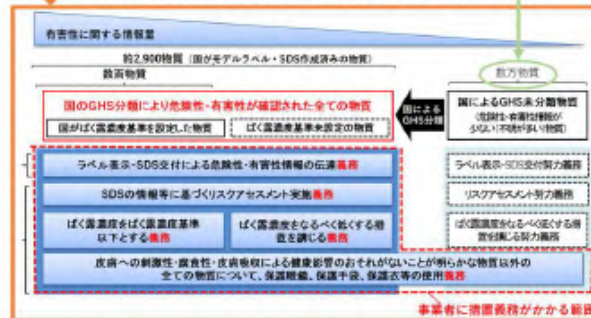
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の発がん性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の発がん性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化剤等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物[※]）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。 2024(R6).4.1施行
 - このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- ※ 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

新たな化学物質規制項目の施行日

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加（1 - 1） 【法第57条、法第57条の2、令別表第9】			
	ばく露を最小限にすること ばく露を濃度基準値以下にすること （1 - 2（1））	【安衛則第577条の2第1項】 【安衛則第577条の2第2項】		
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存（1 - 2（1）） 【安衛則第577条の2第10項～12項】			
	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質） （1 - 3） 【安衛則第594条の2、3】			
	衛生委員会付議事項の追加（1 - 4） 【安衛則第22条】			
	がん等の遅発性疾病の把握強化（1 - 5） 【安衛則第97条の2】			
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存（1 - 6） 【安衛則第34条の2の8】			
	化学物質労災発生事業場への労働基準監督署長による指示（1 - 7） 【安衛則第34条の2の10】			
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等（1 - 8（1）） 【安衛則第577条の2第3項～10項】			
がん原生物質の作業記録の保存（1 - 8（2）） 【安衛則第577条の2第11項】				

赤字の箇所は本日説明あり。（1 - 1）などの番号は「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」（パンフレット）に準拠。

新たな化学物質規制項目の施行日

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化（2 - 1、2 - 2） 【安衛則第12条の5、6】			
	雇入れ時等教育の拡充（2 - 3） 【安衛則第35条】			
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大（2 - 4） 【安衛施行令第19条】			
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化（3 - 1） 【安衛則第34条の2第3項】			
	S D S 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認および更新（3 - 2） 【安衛則第24条の15第1項及び第3項】、【第34条の2の5第2項及び第3項】			
	S D S 等による通知事項の追加および含有量表示の適正化（3 - 3） 【安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6】			
	事業場内別容器保管時の措置の強化（3 - 4） 【安衛則第33条の2】			
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（3 - 5） 【安衛施行令第9条の3】			
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外（4） 【特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2】				
特殊健康診断の実施頻度の緩和（5） 【特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条4項】				
第3管理区分事業場の措置強化（6） 【特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2】				

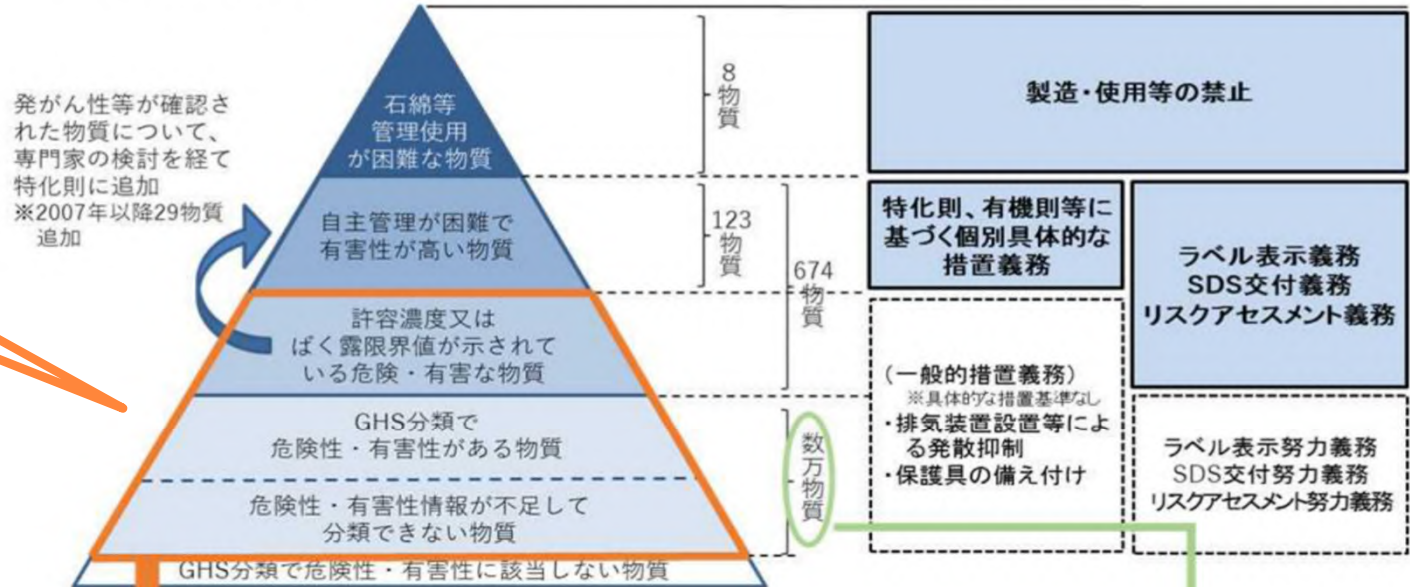
赤字の箇所は本日説明あり。（1 - 1）などの番号は「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」（パンフレット）に準拠。

労働災害の8割が
発生している
エリア

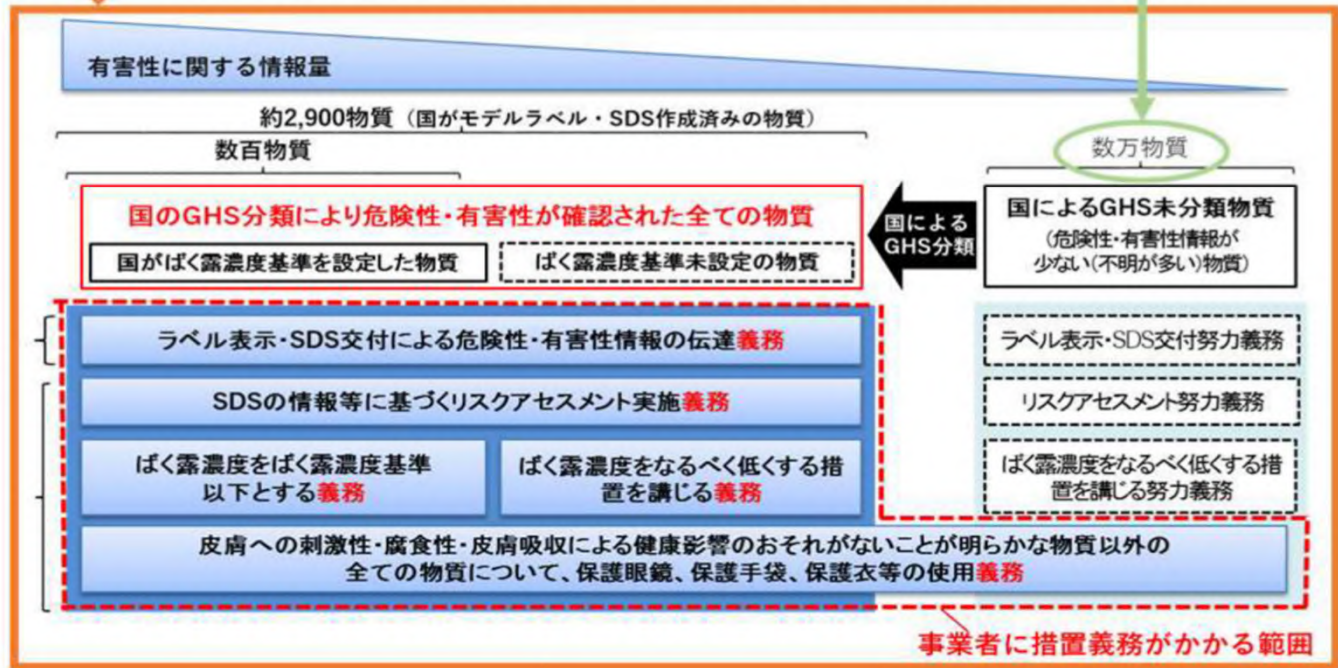
【背景】
化学物質ごとの
個別規制では
労働災害を
防ぎきれない

自律的な管理の
比重を増やす
必要性がある

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



自律的な管理とは？

今回の改正では概ね

リスクアセスメント及びそれに基づくばく露防止措置の実施

事業場内における化学物質の管理体制の明確化

の2要素に集約される。

参考1 リスクアセスメントの実施時期 (従前よりあった規制)

(**リスクアセスメントの実施時期等**)

労働安全衛生規則第三十四条の二の七 **リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。**

- 一 **リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。**
- 二 **リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。**
- 三 **前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。**

2 リスクアセスメントは、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法(リスクアセスメントのうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号(第一号に係る部分に限る。)に掲げる方法に限る。)により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 当該リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該リスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
- 二 当該業務に従事する労働者が当該リスクアセスメント対象物にさらされる程度及び当該リスクアセスメント対象物の有害性の程度を考慮する方法
- 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

参考2 指針で定めるリスクアセスメントの実施時期（努力義務）

以下の ~ の場合もリスクアセスメントを実施することが望ましい。

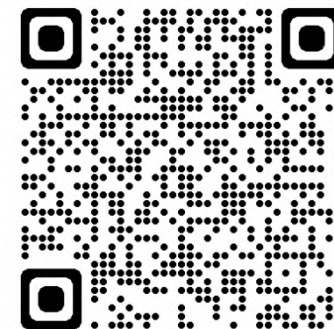
化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合

前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

すでに製造し、取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

なお、**以下の場合**は労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第3号における「リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」に該当するため、**リスクアセスメントの実施が努力義務ではなく義務となることに注意。**

- (ア) 過去に提供された安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報が変更され、その内容が事業者提供された場合
- (イ) 濃度基準値が新たに設定された場合又は当該値が変更された場合



参考3 リスクアセスメントの結果等の周知 (従前よりあった規制)

(**リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知**)

労働安全衛生規則第三十四条の二の八 事業者は、**リスクアセスメントを行つたときは、次に掲げる事項について、**記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間(リスクアセスメントを行つた日から起算して三年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行つたときは、三年間)保存するとともに、当該事項を、**リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。**

- 一 当該リスクアセスメント対象物の名称
- 二 当該業務の内容
- 三 当該リスクアセスメントの結果
- 四 当該リスクアセスメントの結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

リスクアセスメント及びそれに基づくばく露防止措置の実施

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

2024(R6).4.1施行

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物

リスクアセスメント対象物の種類

- ▶ 令和6年（2024年）4月1日現在 896物質
- ▶ 令和8年（2026年）4月1日～ 約2300種類（見込み）

（以下のサイトに、それぞれの時期の対象物のリストあり）

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

■ 対象物質の一覧

- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト\(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行\)\[Excel: 38KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)\[Excel: 250KB\]](#)
※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分\)\(令和5年3月1日更新\)\[Excel: 31KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\)\(令和6年5月8日更新、令和7年10月1日適用物質の追記\)\[Excel: 40KB\]](#)
- ☑ [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和5年11月9日更新、裾切値を追記\)\[Excel: 96KB\]](#)

濃度基準値設定物質

(以下のサイトに対象物のリストあり)

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

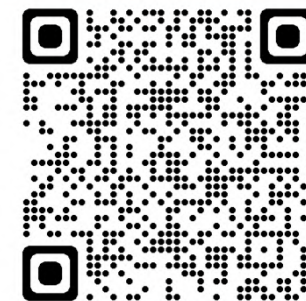
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

■ 対象物質の一覧

- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト\(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行\)\[Excel: 38KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)\[Excel: 250KB\]](#)
※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分\)\(令和5年3月1日更新\)\[Excel: 31KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\)\(令和6年5月8日更新、令和7年10月1日適用物質の追記\)\[Excel: 40KB\]](#)
- ☑ [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和5年11月9日更新、裾切値を追記\)\[Excel: 96KB\]](#)

		評価方法の種類			
		ばく露濃度測定法	コントロールバンディング法	マトリクス法 (中災防方式)	CREATE-SIMPLE法
ばく露の程度を示す指標(形式)		ばく露濃度 (数値: 〇〇ppm)	揮発性・飛散性 ランク (大・中・小) 取扱量ランク (多量・中量・少量)	ばく露レベル (レベルI~V)	推定ばく露濃度 (数値: 〇〇ppm)
評価項目	揮発性・飛散性	実測	○	○	○
	取扱量		○	○	○
	換気条件			○	○
	身体への汚染			○	
	作業時間・頻度			○	○
	含有率				○
	スプレー作業				○
	塗布面積				○
	呼吸用保護具				○

化学物質による健康障害防止のための 濃度の基準の適用等に関する技術指針



○濃度基準値とは

長期的な健康影響が発生しない安全な閾値

(注1) 発がん性が明確な物質には濃度基準値を設定できない

(低濃度でも発がん確率はゼロとならないため)

(注2) 特別規則の適用がある物質には濃度基準値を設定していない

(二重規制の防止のため)

○2種類の濃度基準値

・8時間濃度基準値

長期間ばく露することにより健康障害が生じ得る物質に設定される

・短時間濃度基準値

短時間のばく露でも急性健康障害が生じ得る物質に設定される

「濃度基準値がある」物質とは

片方の基準値がある or 両方の基準値がある場合がある。

【重要】事業者の実施事項

濃度基準値がある物質について、リスクアセスメントによる作業内容の調査、場の測定の結果及び数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、**労働者の呼吸域**における物質の濃度が、**8時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は確認測定を実施**し、労働者のばく露の程度が濃度基準値を超えていないことを確認する。

労働者の呼吸域とは？

当該労働者が使用する呼吸用保護具の**外側**であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径 30 センチメートルの、顔の前方に広がった半球の内側をいう。「**労働者のばく露の程度**」とは異なる概念であることに注意。

労働者のばく露の程度とは？

実際に労働者が化学物質にばく露される程度を指す。したがって、

呼吸用保護具を使用していないときは労働者の呼吸域の濃度

呼吸用保護具を使用しているときは呼吸用保護具の内側の濃度

労働者の呼吸域の濃度が濃度基準値を上回っていても、有効な呼吸用保護具により

労働者のばく露の程度は濃度基準値以下と見ることが認められる。

(注) 実際に呼吸用保護具の内側の濃度の測定を行うことは困難であるため、労働者の呼吸域における物質の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除して、呼吸用保護具の内側の濃度を算定することができる。

確認測定とは

- 労働者のばく露の程度が**濃度基準値以下であることを確認するための測定**。
- 労働者の身体に試料採取機器を装着し、労働者の呼吸域における濃度を測定する（**個人ばく露測定**）。
- 確認測定は法令上の義務ではないが、労働基準監督機関等に対して、濃度基準値以下であることを明らかにできる必要がある。
- 労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とするために呼吸用保護具を使用する場合は、要求防護係数を算定する必要があるが、その算定の過程で、確認測定の結果が必要となる。
- **作業環境測定士が行うことが望ましい。**

○確認測定の**頻度**

濃度基準値 < 労働者の呼吸域の濃度 の場合

少なくとも6か月に1回

濃度基準値×1/2 < 労働者の呼吸域の濃度 濃度基準値 の場合

一定の頻度（リスクアセスメントの結果等を勘案して事業者が判断）

濃度基準値の適用（義務）

8 時間時間加重平均値

8 時間濃度基準値

1 日の労働時間のうち8時間を複数回に区切ってばく露濃度を測定し、それぞれの測定時間に応じた重みづけを行って算出された平均値

1 5 分間時間加重平均値

短時間濃度基準値

1 日の労働時間のうち濃度が最も高くなると思われる 1 5 分間を複数回に区切ってばく露濃度を測定し、それぞれの測定時間に応じた重みづけを行って算出された平均値

○時間加重平均値とは

複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間（測定時間）に応じた重み付けを行って算出される平均値

$$C_{TWA} = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

C_{TWA} : 時間加重平均値

T_1 、 T_2 、 \dots 、 T_n : 濃度測定における測定時間

C_1 、 C_2 、 \dots 、 C_n : それぞれの測定時間に対する測定値

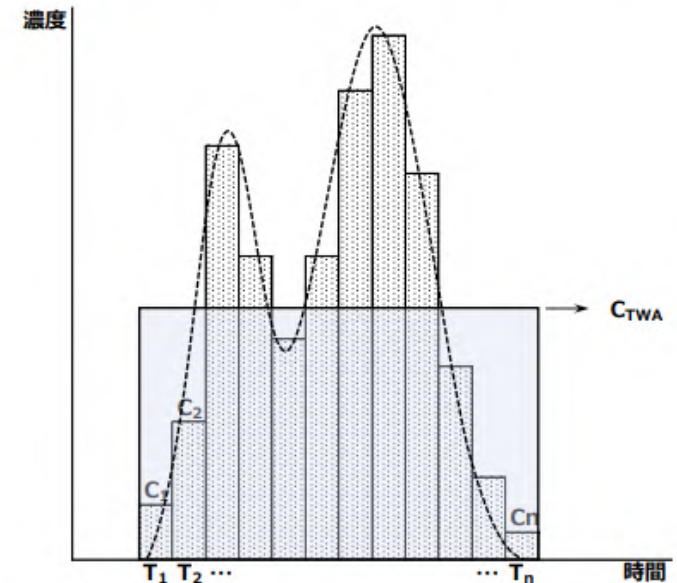
$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 8$ 時間 → 八時間時間加重平均値

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 15$ 分間 → 十五分間時間加重平均値

○計算例

1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間（ばく露作業時間）が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が0.1 mg/m³、残り2時間の濃度が0.21 mg/m³、4時間の濃度が0 mg/m³であった場合

$$\begin{aligned} C_{TWA} &= \frac{0.1 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0.21 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0 \text{ mg/m}^3 \times 4 \text{ 時間}}{2 \text{ 時間} + 2 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間}} \\ &= 0.078 \text{ mg/m}^3 \end{aligned}$$



濃度基準値の適用（努力義務）

8時間濃度基準値と短時間濃度基準値の両方が設定されている

かつ

8時間濃度基準値 < 15分間時間加重平均値 短時間濃度基準値 の場合

後者の条件に該当する1日のばく露の最大の回数が4回を超えない

かつ

後者の条件に該当する1日のばく露の間隔を1時間以上空ける ようにする

8時間濃度基準値のみが設定されている

かつ

8時間濃度基準値 < 15分間時間加重平均値 の場合

15分間時間加重平均値 8時間濃度基準値×3 に抑える

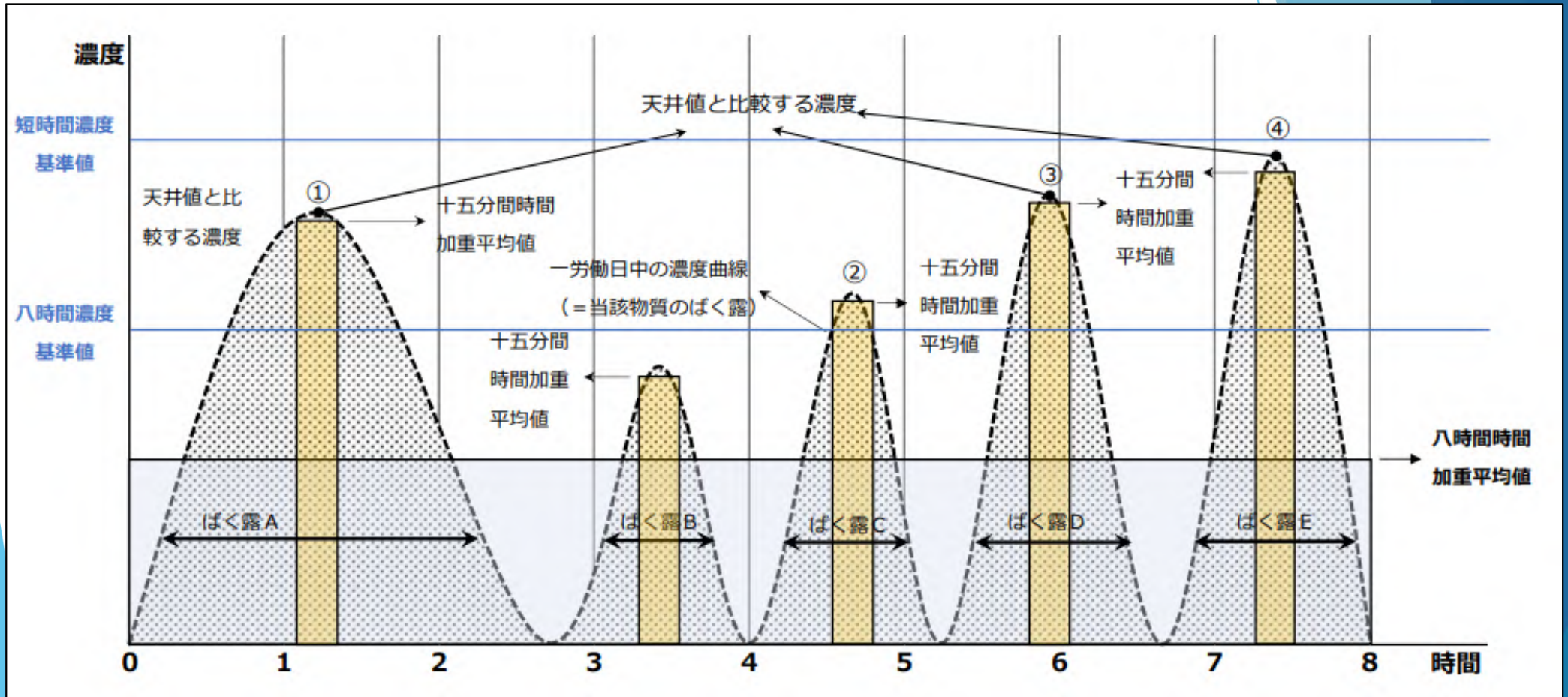
眼への刺激性など、一時的でも高濃度でばく露することの有害性が明らかな場合

ばく露濃度の最大値 短時間濃度基準値（天井値として設定されている場合） に抑える

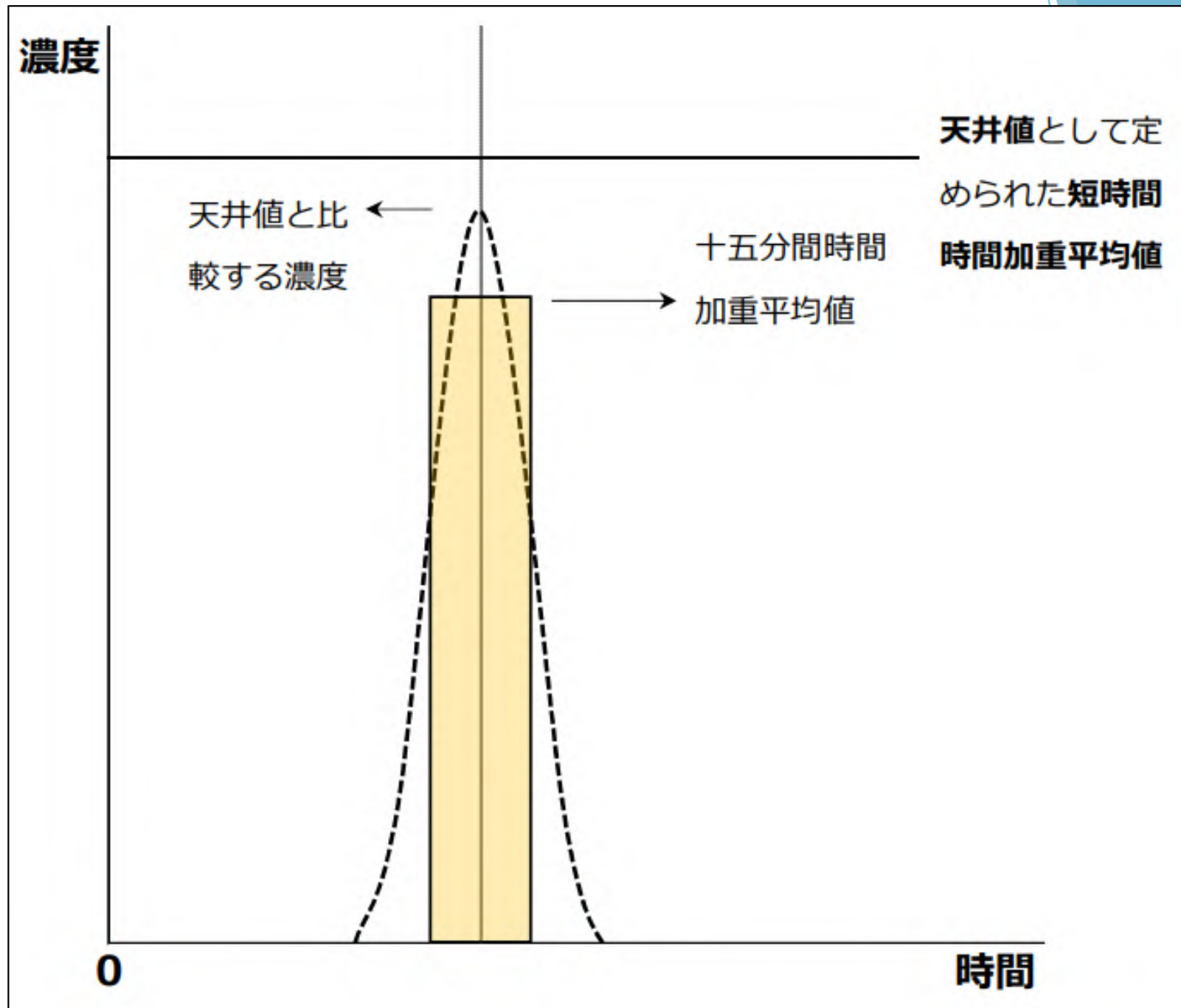
有害性の種類や、その標的臓器が同一である物質を複数使用する場合

物質ごとに「時間加重平均値（分子）/ 濃度基準値（分母）」を計算し、その合計が1を超えないようにする

努力義務 のイメージ



努力義務 のイメージ



(参考) 濃度基準値設定物質の 分析が可能な測定機関一覧

下記のサイトに、濃度基準値設定物質ごとの、分析可能な作業環境測定機関のリストが掲載されています。(作業環境測定機関登録番号の最初の2桁が28であれば兵庫県内の機関です。)

公益社団法人日本作業環境測定協会

<https://www.jawe.or.jp/topics/analysis.html>



1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物について、
1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、
以下の内容について記録を作成する。
と については関係労働者へ周知も必要。
(はがん原性物質のみ対象。)

ばく露低減措置の状況

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
ばく露低減措置についての関係労働者の意見聴取状況

1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

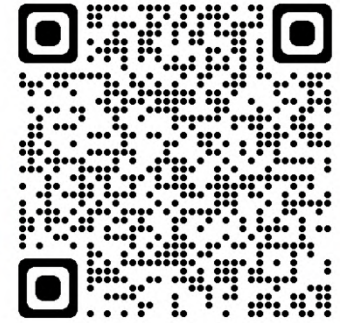
- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を30年間保存しなければなりません。

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン



実施の要否の判断方法

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断方法】

(1) 第3項健診の実施の要否の考え方

- 以下の状況を勘案し、労働者の健康障害発生リスクが許容できる範囲を超えるか否か検討。
 - ・当該化学物質の有害性及びその程度
 - ・ばく露の程度や取扱量
 - ・労働者のばく露履歴
 - ・作業の負荷の程度
 - ・工学的措置の実施状況
 - ・呼吸用保護具の使用状況 等
 - 以下のいずれかに該当する場合は、健康診断を実施することが望ましい。
 - ①濃度基準告示第3号に規定する努力義務を満たしていない場合
 - ②工学的措置や保護具でのばく露の制御が不十分と判断される場合
 - ③濃度基準値がない物質について、漏洩事故等により、大量ばく露した場合
 - ④リスク低減措置が適切に講じられているにもかかわらず、何らかの健康障害が顕在化した場合
 - 安衛則第577条の2第11項※に基づく記録の作成の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましい。
- ※ 同項の規定では、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが義務づけられている。
- 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和7年3月31日までにリスクアセスメントを実施し、第3項健診の要否を判断することが望ましい。
 - 第3項健診の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましい。

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン

実施頻度及び実施時期 / 検査項目

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期】

- 第3項健診の実施頻度は、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断。

＜実施頻度の設定例＞ ※以下の有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度

- ①皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）による急性の健康障害：6月以内ごとに1回
- ②がん原性物質又はGHS分類の発がん性の区分が区分1：1年以内ごとに1回
- ③上記①、②以外の健康障害（歯科領域の健康障害を含む。）：3年以内ごとに1回

- 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要。

【リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目】

- 濃度基準値の根拠となった一次文献等やSDS記載の有害性情報等を参照して設定。（「生殖細胞変異原性」及び「誤えん有害性」は検査の対象から除外、「生殖毒性」の検査は一般的には推奨されない等の留意点をガイドラインに記載）
- 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とする。

・第3項健診の検査項目

業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定。

・第4項健診の検査項目

八時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定。

・歯科領域の検査項目 歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診。

リスクアセスメント対象物 健康診断に関する留意事項

- ▶ リスクアセスメント対象物健康診断は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その**費用は事業者が負担しなければならない**
- ▶ 派遣労働者については、派遣先事業者にもリスクアセスメント対象物健康診断の実施義務があることから、その**費用は派遣先事業者が負担しなければならない**
- ▶ リスクアセスメント対象物健康診断の**受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要がある**

皮膚障害等の防止

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| <p>① 健康障害を起こすおそれのあることが明らか<u>な</u>物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者</p> <p>▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する</p> | <p>努力義務</p> <p>義務</p> | <p>2023(R5).4.1施行</p> <p>2024(R6).4.1施行</p> |
| <p>② 健康障害を起こすおそれが<u>ない</u>ことが明らか<u>な</u>もの<u>以外</u>の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者
(①の労働者を除く)</p> <p>▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する</p> | <p>努力義務</p> | <p>2023(R5).4.1施行</p> |

「皮膚等障害
化学物質等」

皮膚等障害化学物質等のリスト

(以下のサイトに対象物のリストあり)

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

■ 対象物質の一覧

- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト\(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行\)\[Excel: 38KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)\[Excel: 250KB\]](#)
※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分\)\(令和5年3月1日更新\)\[Excel: 31KB\]](#)
- ☑ [労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\)\(令和6年5月8日更新、令和7年10月1日適用物質の追記\)\[Excel: 40KB\]](#)
- ☑ [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和5年11月9日更新、裾切値を追記\)\[Excel: 96KB\]](#)

皮膚等障害化学物質等の2分類

- **皮膚刺激性有害物質**：皮膚等障害化学物質のうち、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質
- **皮膚吸収性有害物質**：皮膚等障害化学物質のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかかな化学物質

以上のどちらかに該当すれば、事業場内でのリスクアセスメント結果とは無関係に保護具着用が必須であることに注意。

皮膚等に対して「健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの」とは？

労働安全衛生規則第594条の3における「**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなもの**」とは、国が公表するGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく危険有害性の分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれも「**区分に該当しない**」と記載され、かつ、「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」を除くいずれにおいても、**経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないもの**が含まれる。

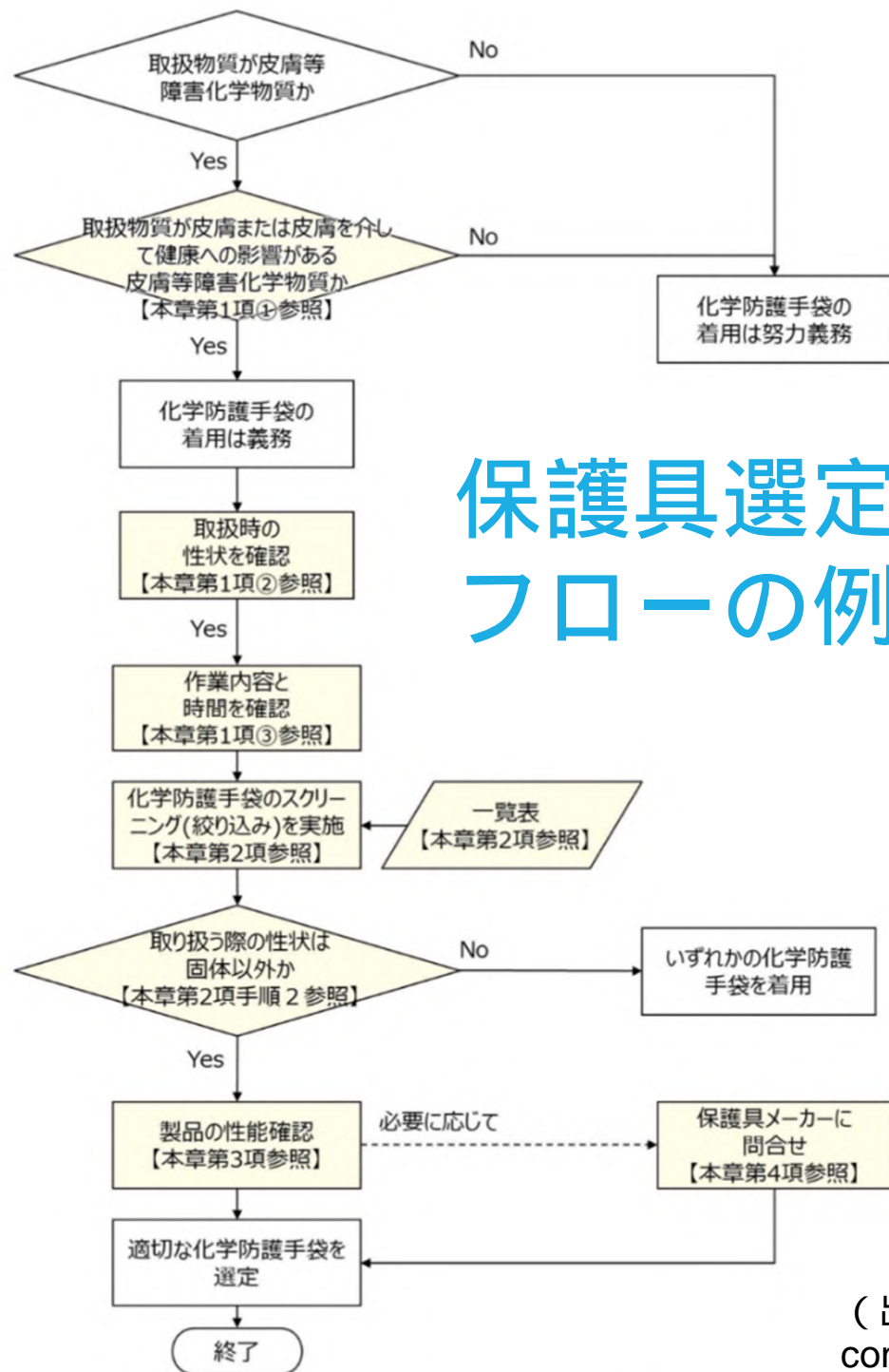


図 3-12 化学防護手袋の選定フロー



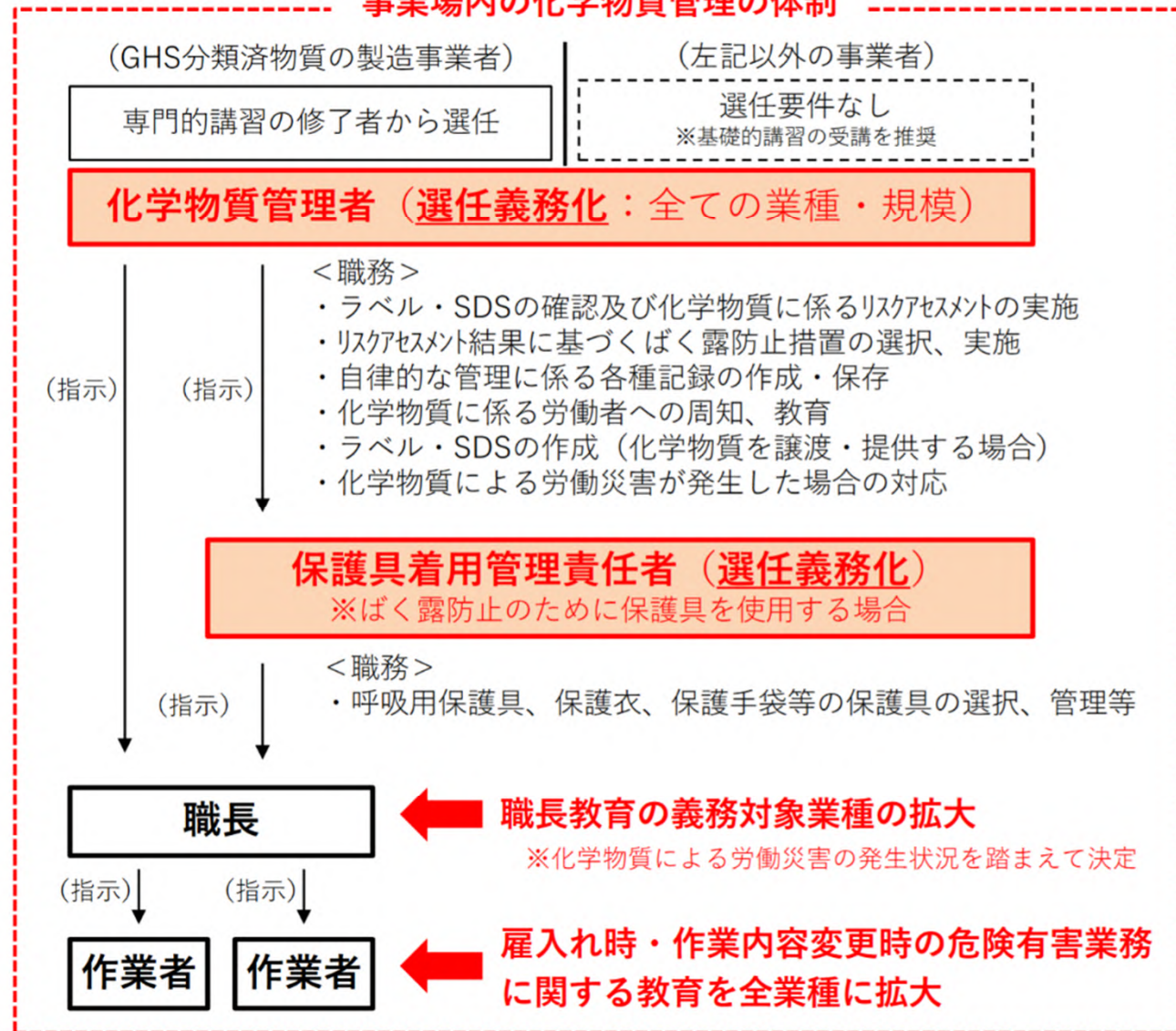
(出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>



事業場内における 化学物質の管理体制の明確化

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制



化学物質管理専門家
作業環境管理専門家

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

化学物質 管理者

右記のほか、

化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること

化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知すること

が必要。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

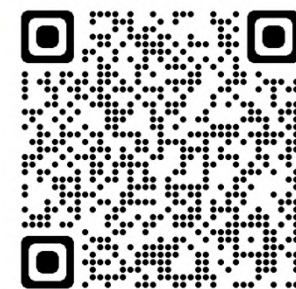
	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者に関する留意点

- リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化や自動化されており、労働者がばく露するおそれがない場合でも選任が必要。一方、密閉された状態の製品を保管するだけで、容器の開閉を伴わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対応のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱う場合は選任を要しない（令和4年5月31日付け基発0531第9号）。
- 譲渡提供を目的として行う混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は製造事業場に該当する。一方、小分け・破碎は「取扱い」に該当し、化学物質管理者の資格要件はない（Q & A 2-1-4）。
- 相応する業務をなし得る権限を有する役職に就いている者を選任するのが望ましい。また、職務を適正に行える範囲で、他の職務と兼務することは差し支えない。事業場内の労働者から選任するのが原則（Q & A 2-1-2）。
- 選任したときに労働基準監督署への届出は不要だが、氏名の掲示や腕章、イントラネット等によって、関係労働者に周知する必要がある（Q & A 2-1-9）。
- 専門的講習は社内ですら行っても外部で受講してもよい。ただし、自社で行う場合も、「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）」で定める講義、実習、講師の規定を遵守する必要がある（Q & A 2-1-8）。



保護具着用管理責任者

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

2024(R6).4.1施行

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

上記のほか、

保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること

保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知すること

が必要。

保護具着用管理責任者の選任要件

化学物質管理専門家の要件に該当する者
作業環境管理専門家の要件に該当する者
労働衛生コンサルタント試験合格者
第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許保有者
有機溶剤作業主任者技能講習等の修了者
安全衛生推進者の資格保有者
上記の ~ に該当する者がいないときは、
「保護具の管理に関する教育」の受講者

カリキュラム（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 保護具着用管理 | 0.5時間 |
| 2. 保護具に関する知識 | 3.0時間 |
| 3. 労働災害の防止に関する知識 | 1.0時間 |
| 4. 関係法令 | 0.5時間 |
| 5. 保護具の使用方法等（実技） | 1.0時間 |

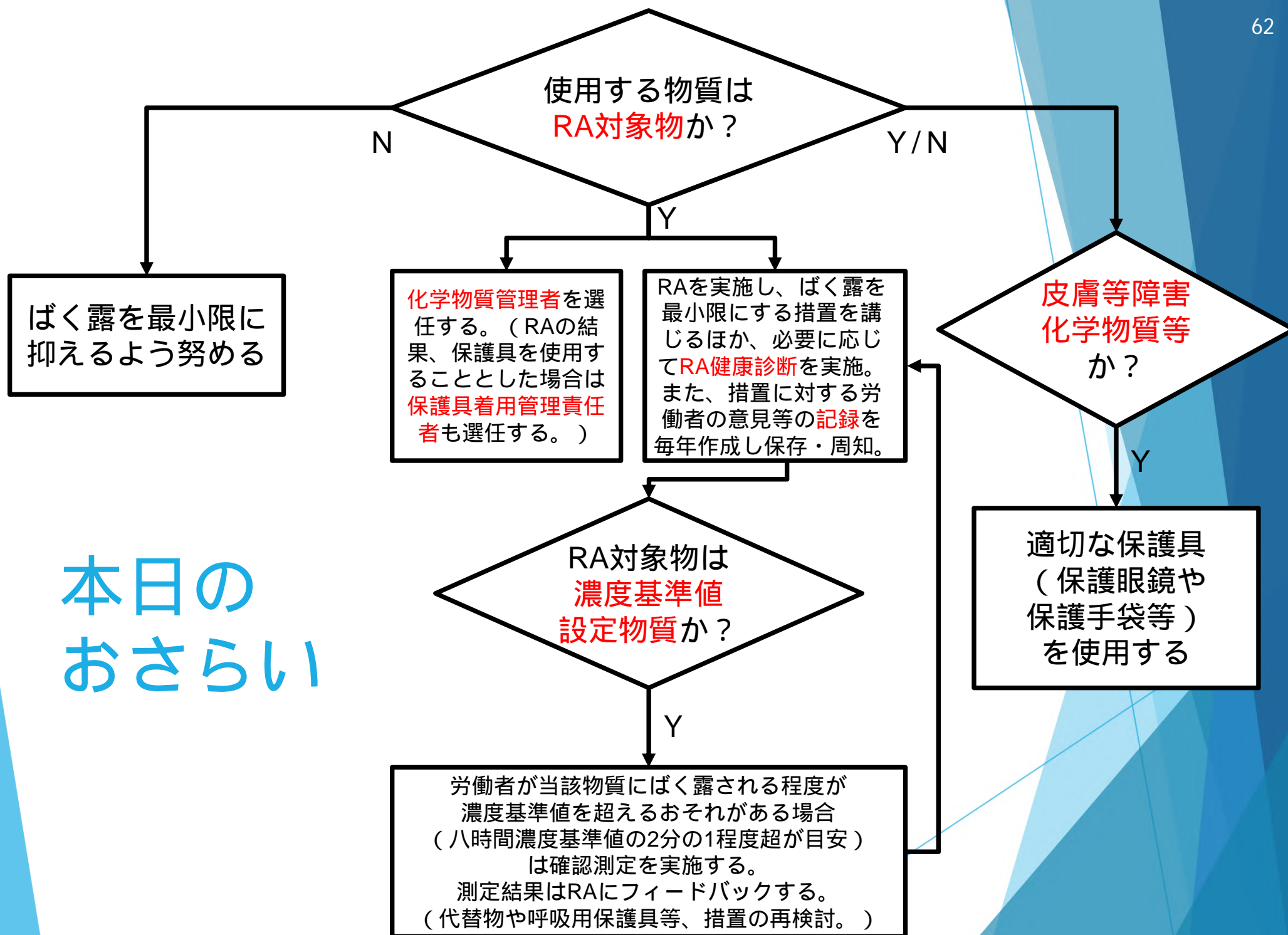


（参考）
神戸西労働基準協会HP

上記の ~ に該当するときでも、 の教育を受講することが望ましい。

保護具着用管理責任者 に関する留意点

- 化学物質管理者と同様に、選任した際の労働基準監督署への届出は不要だが、氏名の掲示や腕章、イントラネット等によって、関係労働者に周知する必要がある（Q & A 2-1-9）。
- 適切に職務が行える範囲であれば、化学物質管理者や作業主任者等と兼務してよい（Q & A 2-2-3）。ただし、特化則や有機則等の特別規則における第三管理区分作業場において、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、当該者が作業主任者に指導をすることとなっているため、作業主任者との兼任は出来ない。



本日の
おさらい

ご清聴ありがとうございました。